

委託業務特記仕様書

第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に準じて実施しなければならない。

2) ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

第2条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」に準ずる。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものに準じて適用するものとする。

（参考 徳島県HP）：トップページ→県土づくり→建設技術（その他の関連リンク）→

各種基準・設計積算関連の制定・改定→委託業務共通仕様書

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099/>

第3条 本業務は、「道路橋定期点検要領（令和6年3月 国土交通省道路局）」に準じて点検を行い、点検調査は、「記録様式作成にあたっての参考資料（橋梁定期点検要領）（令和6年7月国土交通省道路局 国道・技術課）」に基づき実施するものとし、特記事項は、次のとおりとする。

1 点検計画の精査等

- 1) 当初計上している点検方法（使用機械等）は想定であるため、受注者が現地踏査時に点検方法や交通規制について精査すること。
- 2) 原則的に全径間を近接目視する前提で計画を作成すること。
- 3) 交通規制を伴う橋梁については、規制方法や規制時間帯を関係機関（所轄警察署等）と十分に事前協議すること。これらの結果を踏まえて受注者が点検計画書を作成し、発注者と協議した上で、実施の点検方法や交通規制を決定するものとする。
- 4) 前項の協議の結果、足下条件、直接経費、安全費が変更になる場合は、設計変更の対象とする。
- 5) 業務委託料の積算上の点検日数は、原則として「徳島県 橋梁定期点検等業務委託積算要領」（2巡目定期点検）により算定される日数を計上するものとする（実点検日数による精算ではない）。
- 6) 交通規制を伴う場合は、所轄警察署に道路使用許可を得た上で、点検実施日の14日以上前に道路通行制限事務処理に必要な書類を監督員に提出すること。その後、道路通行制限の事務処理が完了したことを監督員に確認してから点検を行うこと。

2 書類、写真

受注者は次の書類を提出すること。

- 1) 事故等発生時連絡者届出書
 - ・点検実施2日前までに提出すること。
- 2) 週間予定表
原則点検を実施する前週金曜日までに翌週の点検内容がわかる週間予定表をメールにて提出すること。
調査予定日及び内容が変更する場合は随時メールにて提出すること。（様式は自由）
 - ・点検予定時間
 - ・調査橋梁名、路線名、調査場所
 - ・調査予定従事者の氏名、保有資格（警備会社、協力会社を含む）
 - ・使用予定の資機材
 - ・交通誘導員配置の有無
 - ・荒天時の対応
- 3) 調査日報
原則翌日までに次の内容がわかる日報をメールにて調査日ごとに提出すること。（様式は自由）
 - ・調査日時（調査時間も記入すること）
 - ・調査橋梁名、路線名、調査場所
 - ・調査予定従事者の氏名、保有資格（警備会社、協力会社を含む）
 - ・使用した資機材
 - ・状況写真
 - ・調査時の考察（どの部材を調査したか等も記入すること）
- 4) 資機材、交通誘導警備員の書類
資機材や交通誘導警備員の実使用（配置）日数を把握するため、次の書類を提出すること。
 - ・橋梁点検車、高所作業車のリース伝票の写し
 - ・交通誘導警備員の勤務伝票（警備会社発行のもの）、有資格者（交通誘導警備員A）の資格証の写し
 - ・船舶の勤務実績※自社の資機材を使う場合等でこれらの書類が準備できない場合は事前に監督員と協議すること。
 - ・これらの集計表。
- 5) 状況写真
 - ・調査状況（点検人数、使用する資機材、交通誘導警備員の配置状況）が分かる写真を提出すること。

3 現地踏査時の留意事項

通行に支障のある路面変状等を確認したときは、すみやかに監督員に報告すること。

4 定期点検時の留意事項

1) 橋梁の全景写真を撮影し、点検調書(写真帳)に入れること。

- ・路面上の全景(起点側、終点側)
- ・橋梁側面の全景(両側)

※側面の写真は、谷上の橋梁などにおいて、撮影が不可能な場合は除く。

2) 高欄、防護柵、照明灯、標識などの付属施設も目視点検を行い、点検調書に記録すること。

3) 時間的に可能な限り次の作業も行うこと。

- ・コンクリート構造物（鋼板接着等の補強材も含む）の損傷程度を正確に把握するため、打音調査を併用すること。
- ・コンクリート構造物に「うき、剥離、鉄筋露出」がある場合は、健全部及び損傷部のかぶり厚を計測すること。
- ・応急措置（第3者被害の可能性のあるうき・剥離部の撤去、附属物の取り付け状態の改善、防錆スプレー実施、ボルトの再締め付け等）を行うこと。なお、実施した応急措置は記録し報告すること。
- ・ボルトの弛みがある場合は再締め付けを行い、ボルトが無い場合は、新たなボルトで締め付けること。
- ・鋼構造物の腐食程度を正確に把握するため、表面錆や劣化塗膜を部分的に撤去し、減肉量を測定すること（正規の部材厚に対して何割程度減肉しているかを把握すること）。
- ・その他、調査時に応急対応出来るものは監督員に報告し、作業を行うこと。その場合は設計変更の対象とする。

5 健全性診断会議

点検結果については、(公財)徳島県建設技術センターの「健全性診断会議」において精査するため、受注者は監督員の指示する資料等を提出すること。

6 テクリス

本業務は、テクリスの登録義務業務とする。

7 安全等の確保(墜落防止チェックシート)

受注者は、本業務で高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、作業日毎に「墜落防止チェックシート」により点検を行い、その記録を保管しておかなければならない。

8 技術講習会(現場見学会)の開催

技術力向上の取組の一環として、技術講習会(現場見学会)を開催すること。